

制度信用銘柄及び貸借銘柄の選定に関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(内国株券に係る制度信用銘柄の選定基準)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2～6 (略)</p> <p>7 第1項の規定にかかわらず、<u>株式会社東京証券取引所が開設するプライム市場に上場された銘柄又は上場優先出資証券口数が10万口以上である優先出資証券に対する上場後最初の選定審査においては、株式会社東京証券取引所が開設するプライム市場に上場された銘柄については、同項第4号から第9号までの各号、上場優先出資証券口数が10万口以上である優先出資証券については、同項第1号及び第5号から第9号までの各号に適合する場合に、これを制度信用銘柄に選定するものとする。</u></p> <p>8・9 (略)</p>	<p>(内国株券に係る制度信用銘柄の選定基準)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2～6 (略)</p> <p>7 第1項の規定にかかわらず、<u>国内の他の金融商品取引所に上場された株券で当該他の金融商品取引所において上場と同時に市場第一部銘柄に指定された銘柄又は上場優先出資証券口数が10万口以上である優先出資証券に対する上場後最初の選定審査においては、国内の他の金融商品取引所に上場された株券で当該他の金融商品取引所において上場と同時に市場第一部銘柄に指定された銘柄については、同項第4号から第9号までの各号、上場優先出資証券口数が10万口以上である優先出資証券については、同項第1号及び第5号から第9号までの各号に適合する場合に、これを制度信用銘柄に選定するものとする。</u></p> <p>8・9 (略)</p>
<p>(内国株券に係る貸借銘柄の選定基準)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 第1項の規定にかかわらず、<u>株式会社東京証券取引所が開設するプライム市場に上場された地場銘柄又は上場優先出資証券口数が10万口以上である優先出資証券に対する上場後最初の選定審査（第8項の規定の適用を受ける場合を除く。）においては、株式会社東京証券取引所が開設するプライム市場に上場された地場銘柄については、第1項第7号から第12号までの各号、上場優先出資証券口数が10万口以上である優先出資証券については、第1項第2号、第3号a及び第7号から第12号までの各号に適合する場合に、これを貸借銘柄に選定するもの</u></p>	<p>(内国株券に係る貸借銘柄の選定基準)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 第1項の規定にかかわらず、<u>国内の他の金融商品取引所に上場された株券で当該他の金融商品取引所において上場と同時に市場第一部銘柄に指定された地場銘柄又は上場優先出資証券口数が10万口以上である優先出資証券に対する上場後最初の選定審査（第8項の規定の適用を受ける場合を除く。）においては、国内の他の金融商品取引所に上場された株券で当該他の金融商品取引所において上場と同時に市場第一部銘柄に指定された地場銘柄については、第1項第7号から第12号までの各号、上場優先出資証券口数が10万口以上である優先出資証券につ</u></p>

とする。

5～7 (略)

8 第1項の規定にかかわらず、国内の他の金融商品取引所に上場されている株券（以下「他市場上場銘柄」という。）が地場銘柄である場合における当該銘柄に対する上場後最初の選定審査においては、次の各号に適合するときに、これを貸借銘柄に選定するものとする。

(1) (略)

(2) 次の a から c までに掲げる銘柄の区分に従い、当該 a から c までに定める規定に適合する銘柄であるとき。

a 株式会社東京証券取引所が開設するプライム市場に上場された銘柄

b・c (略)

(3) (略)

9・10 (略)

付 則

この改正規定は、令和4年4月4日から施行する。

いては、第1項第2号、第3号a及び第7号から第12号までの各号に適合する場合に、これを貸借銘柄に選定するものとする。

5～7 (略)

8 第1項の規定にかかわらず、国内の他の金融商品取引所に上場されている株券（以下「他市場上場銘柄」という。）が地場銘柄である場合における当該銘柄に対する上場後最初の選定審査においては、次の各号に適合するときに、これを貸借銘柄に選定するものとする。

(1) (略)

(2) 次の a から c までに掲げる銘柄の区分に従い、当該 a から c までに定める規定に適合する銘柄であるとき。

a 国内の他の金融商品取引所に上場された株券で当該他の金融商品取引所において上場と同時に市場第一部銘柄に指定される又は指定された銘柄

b・c (略)

(3) (略)

9・10 (略)